

源泉徴収票（給与所得・公的年金等）の
みなし提出の特例に関する
Q&A

令和8年4月

国税庁 課税総括課

《目次》

1	制度の概要	1
問1	源泉徴収票のみなし提出の特例とは何ですか。	1
問2	令和8年の途中で退職した従業員に係る給与所得の源泉徴収票は、源泉徴収票のみなし提出の特例の対象となる「令和9年1月1日以後に提出すべきもの」に含まれますか。	1
問3	税務署への源泉徴収票の提出が不要になるとのことですが、受給者への源泉徴収票の交付は必要ですか。	2
問4	税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされるためには、市区町村に支払報告書をどのように提出すればよいですか。	2
問5	税務署へ源泉徴収票を提出したものとみなされるためには、支払者が源泉徴収票に記載すべき「一定の事項」が記載された支払報告書を市区町村に提出する必要があるとされていますが、この「一定の事項」とはどういった内容ですか。	3
問6	源泉徴収票を税務署に提出した場合は、市区町村に支払報告書を提出したものとみなされますか。	3
問7	源泉徴収票のみなし提出の特例の創設と併せて、源泉徴収票の提出範囲にも変更があったとのことですがどのように変更されましたか。	3
2	合計表の提出	6
問8	市区町村に支払報告書を提出した場合には、源泉徴収票の税務署への提出が不要となりますが、合計表についてはどのような取扱いとなりますか。	6
3	e-Tax 等による法定調書の電子的提出義務	7
問9	源泉徴収票のみなし提出の特例の創設や提出範囲の変更を踏まえ、法定調書の電子的提出の義務はどのように判定しますか。	7
4	その他	9
問10	令和7年分の源泉徴収票を税務署に提出するのを忘れていたため、これから提出しようと思いますが、令和7年分の源泉徴収票はどのように提出すればよいですか。	9
問11	すでに税務署に提出済の令和7年分の源泉徴収票に誤りがあることに気が付きましたが、令和7年分の源泉徴収票の訂正はどのようにすればよいですか。	9
問12	令和8年分の支払報告書を市区町村に提出し、源泉徴収票は税務署に提出したものとみなされてきました。この度、提出した支払報告書の誤りに気が付きましたが、どのように訂正すればよいですか。	9
問13	支払報告書を市区町村に提出したことで、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされた場合、税務署からその旨の通知等は届きますか。	10
問14	令和8年分の給与支払報告書を市区町村に提出し、給与所得の源泉徴収票を税務署に提出したものとみなされていますが、このような場合もマイナポータル連携の対象となりますか。	10
問15	市区町村に支払報告書を提出した場合に、税務署から問合せが来ることはありますか。	11
問16	eLTAX で公的年金等支払報告書を提出した場合、マイナポータル連携の対象となりますか。	11

1 制度の概要

問1 源泉徴収票のみなし提出の特例とは何ですか。

(答)

- 令和5年度税制改正において、令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得の源泉徴収票又は公的年金等の源泉徴収票（以下、本Q&Aにおいて、併せて「源泉徴収票」といいます。）から、給与支払者又は公的年金等の支払者が源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下、本Q&Aにおいて、併せて「支払報告書」といいます。）を市区町村に提出した場合には、税務署へ源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました（以下、本Q&Aにおいて「源泉徴収票のみなし提出の特例」といいます。）。
- 令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票とは、令和8年分以後の源泉徴収票をいい、令和8年分からは市区町村に支払報告書を提出することで、税務署への源泉徴収票の提出が不要となります。
- なお、市区町村に提出された支払報告書の内容については、市区町村において入力等を行った後、税務署にデータ連携されます。

問2 令和8年の途中で退職した従業員に係る給与所得の源泉徴収票は、源泉徴収票のみなし提出の特例の対象となる「令和9年1月1日以後に提出すべきもの」に含まれますか。

(答)

- 法令上、年の途中で退職した従業員に係る給与所得の源泉徴収票は退職の日以後1月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより、翌年1月末までにそのほかの給与所得の源泉徴収票とまとめて提出してよいこととしています。
- したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る給与所得の源泉徴収票についても令和9年1月1日以後に提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべきもの」として取り扱っていただいて差し支えありません。

問3 税務署への源泉徴収票の提出が不要になるとのことですが、受給者への源泉徴収票の交付は必要ですか。

(答)

- 改正前と同様、受給者本人への源泉徴収票の交付は必要です。
- なお、源泉徴収票の本人交付に当たっては、書面での交付に代えて電磁的方法によることも可能です。

<参考> [給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供\(電子交付\)に係るQ&A | 国税庁](#)

問4 税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされるためには、市区町村に支払報告書をどのように提出すればよいですか。

(答)

- 支払報告書は、eLTAX、光ディスク等又は書面により提出することができます。いずれの提出方法であっても、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされます。
- なお、給与支払報告書をeLTAXで提出すると、従業員の方が確定申告をする際のマイナポータル連携の対象となり、確定申告書に給与情報が自動入力されることから、従業員の方にとってメリットがあります（公的年金等支払報告書は対象外です。詳しくは[問16](#)をご覧ください。）。
- また、eLTAXの利用によって、事業者の方にとっては以下のようなメリットもあります。是非、eLTAXをご利用ください。
 - ① 給与支払報告書の印刷、押印、封入作業の事務負担が軽減されます。
 - ② 提出先の市区町村に自動で振り分けて送信されるため、市区町村ごとの仕分け作業が不要となります。
 - ③ 封入誤りなどの「リスク」が軽減されます。
 - ④ 給与支払報告書の送付料金や送付作業が削減されます。
 - ⑤ 給与支払報告書の控え等の資料保管場所が不要となります。

(注) 支払報告書の電子的提出義務がある場合は、eLTAX又は光ディスク等で提出する必要があります。支払報告書の電子的提出義務については、[問9](#)をご覧ください。

<参考> [給与支払報告書等の提出に係る特設ページ | eLTAX 地方税ポータルシステム](#)

<参考> [マイナポータル連携で給与所得の確定申告がさらに簡単に！ | 国税庁](#)

問5 税務署へ源泉徴収票を提出したものとみなされるためには、支払者が源泉徴収票に記載すべき「一定の事項」が記載された支払報告書を市区町村に提出する必要があるとされていますが、この「一定の事項」とはどういった内容ですか。

(答)

- 源泉徴収票に記載すべき「一定の事項」とは、税務署に提出する源泉徴収票に記載すべき事項（新所得税法施行規則第95条の3に定める事項）のことをいいます。
- 源泉徴収票に記載すべき事項は、支払報告書に記載すべき事項の中に全て含まれていますので、これまでどおり、支払報告書を法令に基づき作成いただくことにより、源泉徴収票に記載すべき「一定の事項」が記載された支払報告書となります。

問6 源泉徴収票を税務署に提出した場合は、市区町村に支払報告書を提出したものとみなされますか。

(答)

- 源泉徴収票のみなし提出の特例は、一定の事項を記載した支払報告書を市区町村に提出した場合に、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされる制度です。
- したがって、源泉徴収票を税務署に提出した場合は、市区町村に支払報告書を提出したものとみなされないため、支払報告書を別途市区町村へ提出する必要があります。

問7 源泉徴収票のみなし提出の特例の創設と併せて、源泉徴収票の提出範囲にも変更があったとのことですがどのように変更されましたか。

(答)

- これまで、源泉徴収票と支払報告書では提出範囲が異なっていましたが、令和5年度税制改正において、源泉徴収票の提出範囲を支払報告書の提出範囲に揃える（年の途中で死亡した者の公的年金等の源泉徴収票を除く。）といった改正がなされました。
- 具体的な提出範囲は、以下のとおりです。

<給与所得の源泉徴収票>

【改正前】		【改正後】	
受給者の区分		提出範囲	
年末調整をしたもの	(1) 法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である方）及び現に役員をしていなくてもその年中に役員であった方	その年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの	年途中で退職した者に対するその年中に支払った給与等の支払金額が30万円以下である場合を除くすべての給与等
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第二号に規定する方）	その年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの	
	(3) 上記(1)及び(2)以外の方	その年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの	
年末調整をしなかったもの	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方	イ その年中に退職した方、災害により被害を受けたため、その年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた方	年途中で退職した者に対するその年中に支払った給与等の支払金額が30万円以下である場合を除くすべての給与等
		ロ 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった方	
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方（月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	その年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの	

<給与支払報告書>

【改正前】	【改正後】
年途中で退職した者に対するその年中に支払った給与等の支払金額が30万円以下である場合を除くすべての給与等。	同 左

<公的年金等の源泉徴収票>

【改正前】		【改正後】
所得税法第203条の3第一号から第六号までに掲げるもの	その年中に支払った公的年金等の支払金額が60万円を超えるもの	すべての公的年金等
所得税法第203条の3第七号に掲げるもの	その年中に支払った公的年金等の支払金額が30万円を超えるもの	

<公的年金等の支払報告書の提出範囲>

【改正前】	【改正後】
年途中で死亡した者に係るものを除くすべての公的年金等	同 左

2 合計表の提出

問8 市区町村に支払報告書を提出した場合には、源泉徴収票の税務署への提出が不要となりますが、合計表についてはどのような取扱いとなりますか。

(答)

- 合計表は、法定調書を税務署に提出する場合に併せて提出していただくものです。
- 令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票については、支払報告書を市区町村に提出した場合には税務署に提出したものとみなされ、税務署への源泉徴収票の提出は不要になるため、合計表の提出も不要となります。
- ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「当該合計表」といいます。）は給与所得の源泉徴収票を含む6種類の法定調書[※]の兼用様式であることから、給与所得の源泉徴収票については給与支払報告書を市区町村に提出することで税務署への提出が不要な場合でも、退職所得の源泉徴収票など給与所得の源泉徴収票以外の5つの法定調書のいずれかを税務署に提出するときは、引き続き当該合計表の提出が必要となります。
- その際、当該合計表には実際に税務署に提出する法定調書について記載していただくことになり、税務署に提出しない給与所得の源泉徴収票に係る記載は不要となります。
- なお、支払報告書を市区町村に提出する場合には、「給与支払報告書（総括表）」又は「公的年金等支払報告書（総括表）」を併せて市区町村に提出する必要があります。

※ ①給与所得の源泉徴収票、②退職所得の源泉徴収票、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④不動産の使用料等の支払調書、⑤不動産等の譲受けの対価の支払調書、⑥不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

3 e-Tax 等による法定調書の電子的提出義務

問9 源泉徴収票のみなし提出の特例の創設や提出範囲の変更を踏まえ、法定調書の電子的提出の義務はどのように判定しますか。

(答)

- 令和9年1月1日以後に提出すべき法定調書については、その法定調書の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間（以下「基準年」といいます。）に提出すべきであった法定調書の枚数が30枚以上である場合、その法定調書を提出すべき者は、その法定調書をe-Tax等、認定クラウド等、光ディスク等のいずれかの方法により電子的に提出する必要があります。
- 支払報告書についても法定調書と同様にeLTAX等による電子的提出義務が課されているところ、支払報告書の電子的提出義務の判定は、基準年に税務署に提出すべきであった源泉徴収票の枚数で判定することになっています。
- 源泉徴収票の提出範囲が改正されましたが、基準年に提出すべきであった源泉徴収票の枚数は、令和9年1月1日以後も改正前の提出範囲で税務署に提出すべきであった源泉徴収票の枚数で判定することになっています。改正前の提出範囲は[問7](#)をご覧ください。
- なお、ここでいう「基準年に税務署に提出すべきであった源泉徴収票」には、支払報告書を市区町村に提出したため、税務署に提出したものとみなされた源泉徴収票も含まれます。そのため、基準年において給与支払報告書を市区町村に提出したことにより税務署にはみなし提出となっている場合（＝実際に税務署に提出した源泉徴収票としては0枚）であっても、「基準年に税務署に提出すべきであった源泉徴収票」は0枚とはなりませんのでご注意ください。
- 例えば、令和11年に給与支払報告書を提出する際の電子的提出義務の有無については以下のとおりです。

<例1>

基準年である令和9年に、支払金額600万円の年末調整済給与支払報告書50枚を市区町村に提出し、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされている場合、「基準年（令和9年）に提出すべき給与所得の源泉徴収票」の枚数は50枚と判定されます。

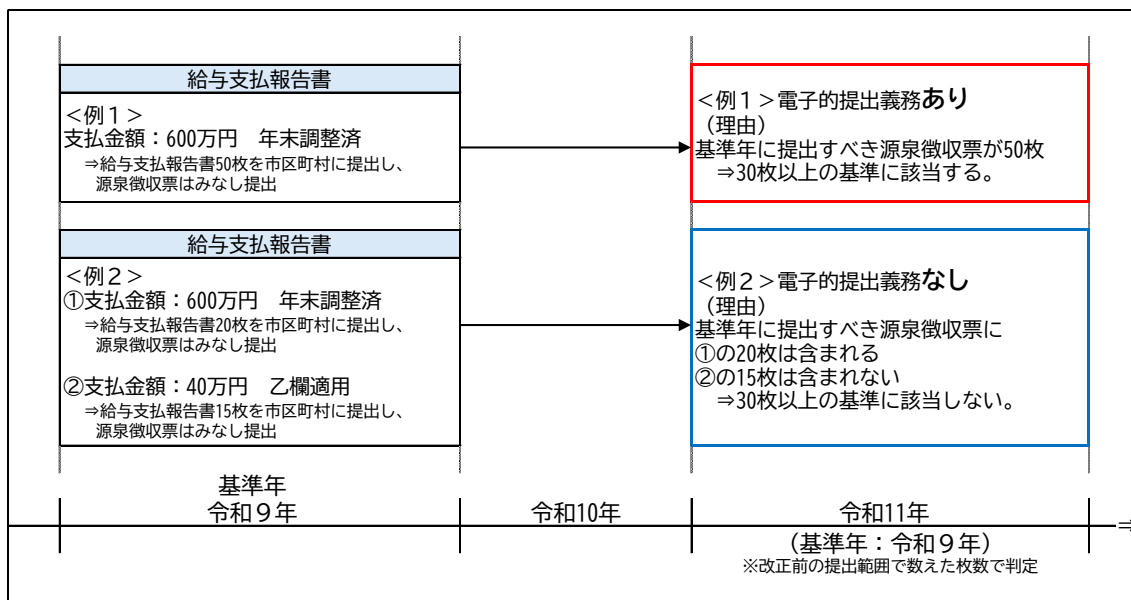
したがって、令和11年については、電子的提出義務があるため、給与支払報告書をeLTAX等により提出する必要があります。

<例2>

基準年である令和9年に、①支払金額600万円の年末調整済給与支払報告書20枚、②支払金額40万円の乙欄適用給与支払報告書15枚を市区町村に提出し、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされている場合、改正前の提出範囲に当てはめると、①は「提出すべき給与所得の源泉徴収票」に含まれる一方、②は「提出すべき給与所得の源泉徴収票」に含まれず、「基準年（令和9年）に提出すべき給与所得の源泉徴収票」の枚数は20枚と判定されます。

したがって、令和11年については、電子的提出義務はありません。

【参考：令和11年に給与支払報告書を提出する際の電子的提出義務の有無の判定】



4 その他

問 10 令和7年分の源泉徴収票を税務署に提出するのを忘れていたため、これから提出しようと思いますが、令和7年分の源泉徴収票はどのように提出すればよいですか。

(答)

- 源泉徴収票のみなし提出の特例は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票（令和8年分以後の源泉徴収票）が対象となりますので、令和7年分の源泉徴収票は、源泉徴収票のみなし提出の特例の対象外です。
- したがって、源泉徴収票は税務署に、支払報告書は市区町村にそれぞれ提出してください。

問 11 すでに税務署に提出済の令和7年分の源泉徴収票に誤りがあることに気が付きましたが、令和7年分の源泉徴収票の訂正はどのようにすればよいですか。

(答)

- 源泉徴収票のみなし提出の特例は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票（令和8年分以後の源泉徴収票）が対象となりますので、令和7年分の内容を訂正する源泉徴収票については源泉徴収票のみなし提出の特例の対象外です。
- したがって、無効分の源泉徴収票と訂正分の源泉徴収票を税務署に提出してください。
- この場合で、市区町村に提出済の支払報告書についても同様の誤りがある場合、訂正分の支払報告書を市区町村に別途提出してください。

<参考> [提出した法定調書に誤りがあった場合 | 国税庁](#)

問 12 令和8年分の支払報告書を市区町村に提出し、源泉徴収票は税務署に提出したものとみなされていました。この度、提出した支払報告書の誤りに気が付きましたが、どのように訂正すればよいですか。

(答)

- eLTAX で提出された支払報告書は提出区分を「訂正」とし、再度ご提出ください。
- 光ディスク等又は書面で提出された支払報告書の訂正方法は市区町村ごとに異なるため、訂正方法の詳細については、提出先の市区町村にお問い合わせください。

- なお、正しい内容に訂正した支払報告書についても、市区町村に提出することで税務署に訂正した源泉徴収票を提出したものとみなされますので、別途、税務署に対して正しい内容に訂正した源泉徴収票や無効分の源泉徴収票を提出する必要はありません。

<参考> [源泉徴収票及び給与支払報告書の追加・訂正・取消について | eLTAX 地方税ポータルシステム](#)

問 13 支払報告書を市区町村に提出したことで、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされた場合、税務署からその旨の通知等は届きますか。

(答)

- 支払報告書を市区町村に提出したあとに、税務署から提出義務者へ「みなし提出」がされた旨の通知等が届くことはありません。
- 市区町村に支払報告書を提出すれば自動的に税務署に源泉徴収票が提出されたものとみなされることとなります。
- なお、支払報告書を eLTAX で提出し、市区町村への提出が完了した場合には、メッセージボックスに「申告受付完了通知」が格納されますので、PCdesk 等の「メッセージ照会」画面から結果を確認いただけます。

問 14 令和8年分の給与支払報告書を市区町村に提出し、給与所得の源泉徴収票を税務署に提出したものとみなされていますが、このような場合もマイナポータル連携の対象となりますか。

(答)

- 令和9年1月1日以後に提出する給与支払報告書についても、eLTAX で提出されたものについては、令和9年2月以降、マイナポータル連携の対象となります（公的年金等支払報告書は対象となりません。詳細は[問 16](#)をご覧ください。）。
- これにより、従業員の方が確定申告をする際に給与情報が自動入力され、従業員の方にとってもメリットがありますので、是非、eLTAX でご提出ください。

<参考> [マイナポータル連携で給与所得の確定申告がさらに簡単に！ | 国税庁](#)

問 15 市区町村に支払報告書を提出した場合に、税務署から問合せが来ることはありますか。

(答)

- 源泉徴収票のみなし提出の特例は、市区町村に支払報告書を提出した場合、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされる制度ですが、税務署への源泉徴収票の提出義務自体は引き続き残っています。
- そのため、税務署に提出したものとみなされた源泉徴収票（市区町村に提出した支払報告書）の記載内容についての確認などのため、税務署から提出した方へ連絡させていただく場合があります。

問 16 eLTAX で公的年金等支払報告書を提出した場合、マイナポータル連携の対象となりますか。

(答)

- eLTAX で公的年金等支払報告書を提出した場合、当該支払報告書に基づく情報についてはマイナポータル連携の対象外です（令和9年1月1日以後に提出する給与支払報告書は対象です。）。
- 公的年金等の内容をマイナポータル連携するためには、公的年金等の支払者においてマイナポータル連携にご対応いただくか、公的年金等の源泉徴収票を税務署に認定クラウド等を利用して提出する必要があります。

<参考> [マイナポータル連携特設ページ（マイナンバーカードを活用した給与所得の源泉徴収票や、控除証明書等のデータの自動入力） | 国税庁](#)

<参考> [クラウドサービス等を利用した法定調書の提出について | 国税庁](#)